

フロン排出抑制法(改正フロン法)に関するお知らせ

■平成 27 年 4 月施行 フロン排出抑制法(改正フロン法)について

これまでのフロン回収・破壊法（T E C T A HP 掲載の参考資料『[■コンプレッサ式盤用クーラの廃棄方法について](#)』参照）が、フロン排出抑制法（正式名：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）に名称を変え、平成 27 年 4 月より全面施行されました。

これまでの法律では、第一種特定製品の廃棄時におけるフロン類の回収・破壊のみが対象でしたが、法改正により管理対象がフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたった為、製品使用者にも新たな義務が追加されました。

■所有者(ユーザー)に課せられる義務

第一種特定製品であるコンプレッサ式盤用クーラ【圧縮機定格出力 7.5kW 未満】をご使用のユーザー様は、これまでの製品廃棄時におけるフロンガスの適正な回収・破壊義務だけではなく、使用時におけるフロンガスの漏えい防止などの管理義務が課せられます。これにより以下の項目を実施する必要があります。

① 製品の適切な場所への設置、使用環境の維持保全

第一種特定製品の管理者は、第一種特定製品の損傷等の防止のため、適切な場所への設置及び使用環境の維持保全を図る必要があります。

② 製品の定期的な全数点検※

第一種特定製品の管理者は、全ての第一種特定製品について、定期的な点検を実施する必要があります。

③ フロン類の漏えい時における適切な措置

第一種特定製品の管理者は、フロン類の漏えいまたは故障を確認した場合、速やかに当該箇所の点検と修理を行う必要があります。これらを実施するまでは、例外の場合を除き、当該製品へのフロン類の充填を行ってはいけません。

④ 製品の整備履歴の記録・保存

第一種特定製品の管理者は、管理する第一種特定製品ごとに、その点検・整備内容を記録し、当該製品が廃棄されてから 3 年間保存する必要があります。

⑤ 漏えい量の報告(1000 トン-CO2/年間 以上の場合)

第一種特定製品の管理者は、管理する第一種特定製品の使用に際して排出されるフロン類の量を算定し、1000 トン-CO2/年間以上の場合、事業所管大臣へ報告する必要があります。

⑥ 製品整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託

第一種特定製品の整備者は、当該製品に冷媒としてフロン類を充填、もしくは回収する必要がある場合は、「第一種フロン類充填回収業者」に委託する必要があります。

※コンプレッサ式盤用クーラ【圧縮機定格出力 7.5kW 未満】の点検については、簡易定期点検が必要となり、四半期に一度以上、盤内温度、異音、外観の損傷、腐食などの確認、フロン類の漏えい徴候有無などの確認が必要となります。（点検実施者の具体的な制限はありません）

【法改正に関する注意事項】

- 1.この法律により現在、販売・使用されている製品に充填されている代替フロン類 HFC (R-134a、R407C、R410A など) が使用出来なくなるものではありません。
- 2.国際条約に基づき 2020 年以降、我が国において HCFC (R-22 など) が全廃となりますが HCFC 製品の使用の中止を求めるものではありません。
- 3.法改正において、ユーザー様に所有する製品の適正な管理を求めています、製品の買い替え・冷媒の入れ替えなどを強制するものではありません。

■所有者(ユーザー)の継続実施内容

第一種特定製品であるコンプレッサ式盤用クーラ廃棄時は、従来と同様の処理を行ってください。（TECTA HP掲載の参考資料『■コンプレッサ式盤用クーラの廃棄方法について』参照）

■罰則

フロン排出抑制法の義務に違反した場合は、罰則の対象となりますのでご注意ください。

■「フロン排出抑制法」に関する最新情報は、環境省のホームページ[こちら](#)をご覧ください。